



鳥取県公報

平成18年2月17日(金)

第7762号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の廃止 (86) (中部総合事務所福祉保健局)	1
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (87) (＼)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (88) (福祉保健課)	2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (89) (＼)	2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (90) (＼)	2
	結核予防法による医療機関の指定 (91) (鳥取保健所)	3
	公共測量の終了 (92) (管理課)	3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (93) (治山砂防課)	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (94) (会計管理室)	4

告 示

鳥取県告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月17日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43 - 1	短期入所療養 介護	平成18年1月31日

鳥取県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月17日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	辞退年月日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43 - 1	平成18年1月31日

鳥取県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社博成薬局	鳥取市雲山147 - 21	博成薬局	鳥取市雲山147 - 21	居宅療養管理 指導	平成17年12月28日
サンイン技術コン サルタント株式会 社	米子市昭和町25 - 1	角盤座デイサービ ス	米子市角盤町一 丁目139	通所介護	〃

鳥取県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9	アイリスケアセンター 鳥取駅南	鳥取市天神町47 - 1	平成17年11月7日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9	アイリスケアセンター 鳥取駅南	鳥取市天神町47 - 1	平成17年11月7日

鳥取県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事務所の名称	居宅介護事務所の所在地	廃止年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	デイサービスセンター ウイステル	倉吉市山根43	平成17年11月30日

鳥取県告示第91号

結核予防法（昭和26年法律第96条）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月17日

鳥取県鳥取保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	指定年月日
福永医院	鳥取市青谷町青谷4306 - 11	平成17年11月9日

鳥取県告示第92号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成18年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（公共下水道平面図作成）
- 2 作業地域 境港市日ノ出町他
- 3 終了年月日 平成18年1月31日

鳥取県告示第93号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

穴田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市鋤字城ヶ谷37 - 2	1号
倉吉市別所字穴田西峰674	2号及び5号から7号まで
倉吉市別所字穴田西峰673 - 1	3号及び4号
倉吉市別所字松ノ前342 - 5	8号
倉吉市別所字松ノ前330 - 5	9号
倉吉市別所字半田324 - 1	10号
倉吉市別所字穴田350 - 2	11号及び12号
倉吉市別所字穴田西峰666 - 2	13号
倉吉市鋤字城ヶ谷37 - 1	14号

鳥取県告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

わらべ館こどもの四季コンサートに係る入場料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局文化芸術課

主幹 田村 誠行

3 委任期間

平成18年2月17日から同年3月31日まで